法人名		実績判定期間	年	月	日 $\sim$	2	年	月	日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)に チェック 欄									
おいて5分の1以上であること。									
					実績	和 宁	· ##	間	
					大順	刊	. 797		
経常収入金額(⑦の金額)								円	
総収入金額								円	
玉	国の補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、記入不可) 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額							円	
委					円				
ح	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担すること とされている場合の負担金額							円	
除資	資産の売却収入で臨時的なものの金額							円	
全 ~	贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表 1 相対値基準・原則用) ①欄の「( )」)							円	
Herri	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で その合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)⑪欄)							円	
	附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附 則用) ①欄)	金額(付表1(相対	値基準・	9				円	
差引金額 (⑦-①-⑦-亞-⑦-⑨-⑨)								円	<b>⇒</b> ①
寄附金等収入金額 (チの金額)								円	^
受入寄	  附金総額(付表1(相対値基準・原則用)@欄)			<b>3</b>				円	
控	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)							円	
除寄	附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金 その合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)⑪欄)							円	
額寄	附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金 則用) ①欄)	₹ 該額(付表 1 (相対値	直基準・	3				円	
差引金額 (②一⑤一②一②)			¥				円		
会費収入(仓欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)				$\oslash$				円	
国の補助金等の金額(仓欄の金額を限度とする。)				<b>Ø</b>				円	
合計金額 (也+少+多)				Ŧ				円	<b>⇒</b> ②
基準となる割合 (②÷①)								%	^

## (注意事項)

・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。

・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「〇」を記載してください (第2表以下についても同様です。)。

## 「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項目	記載要領	注意事項
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合	その他の事業がある場合
	計額を記載します。	には、特定非営利活動に係る
		事業と全てのその他の事業
		の経常収益計と経常外収益
		計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額①」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人 	「国の補助金等の金額例」 
	税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立 	欄に金額の記載がある場合
	行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法 	は記入できません。
	人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国	
	等」といいます。) からの補助金その他国等が反	
	対給付を受けないで交付するもの(以下「国の	
	補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記	
	載します。	
「委託の対価としての収入で国等か	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の	
ら支払われるものの金額団」欄	合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基	
対価を国又は地方公共団体が負担す	づき行われる事業でその対価の全部又は一部に	
ることとされている場合の負担金額	つき、その対価を支払うべき者に代わり国又は	
②」欄	地方公共団体が負担することとされている場合	
	のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の	貸借対照表等において固
金額⑦」欄	売却収入額を記載します。	定資産として経理している
		資産であっても、実質的に販
		売用の資産であるものは除
		かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等の	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各	
うち基準限度超過額に相当する金額	該当欄の金額を転記します。	
⑦」~「寄附者の氏名(法人の名称)		
等が明らかでない寄附金額の」及び		
「受入寄附金総額回」~「寄附者の氏		
名(法人の名称)等が明らかでない寄		
附金額②」の各欄		
「会費収入②」欄	「差引金額⑫」欄と「第1表付表2(相対値	
	基準用) ④」欄のうちいずれか少ない金額を記	
	載します。	
「国の補助金等の金額②」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引	国の補助金等の金額を算
	金額也」欄の金額を限度として記載します。	入するか否かは、法人の選択
		となります。